

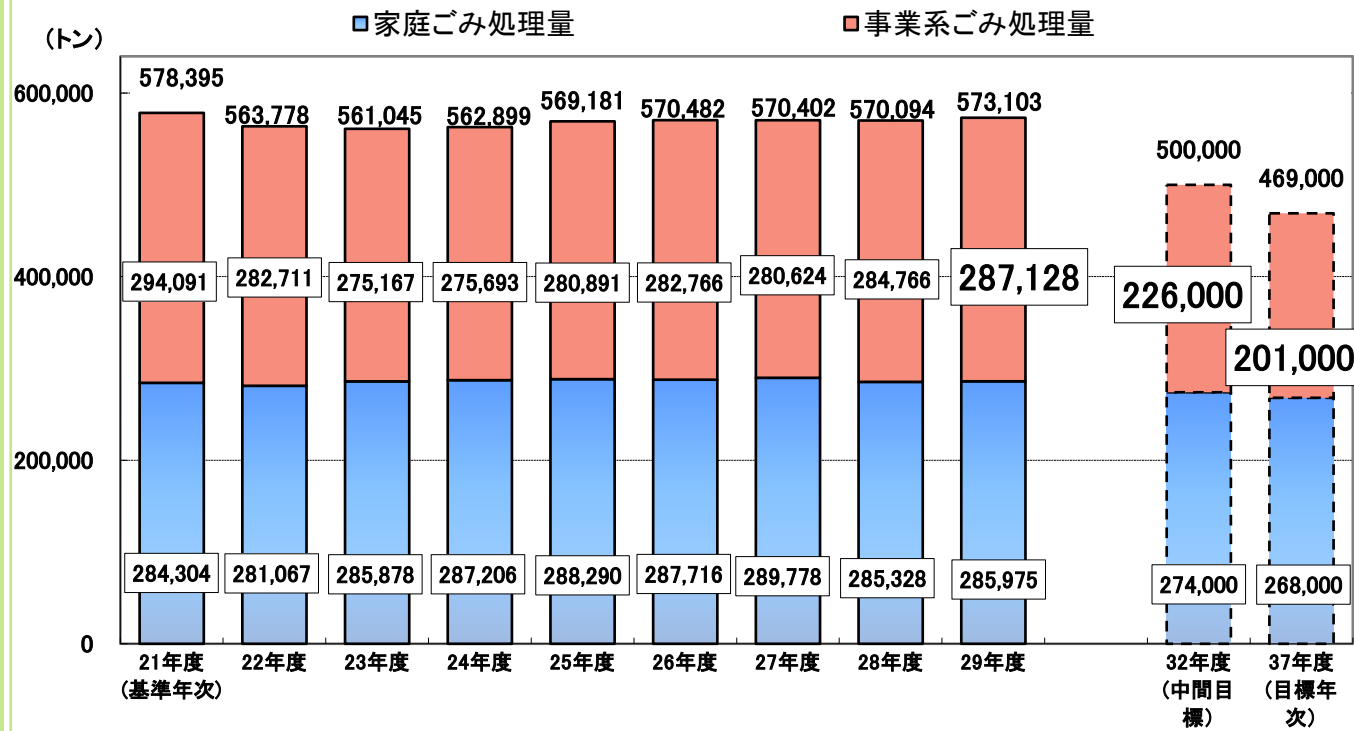
事業系ごみの減量施策について

1 これまでの取組みと課題

(1) ごみ処理量の現状

新循環のまち・ごみ処理基本計画のもと様々な施策を実施しているところであるが、特に事業系ごみ処理量の計画値と現状値の乖離が大きく課題となっている(図1)。

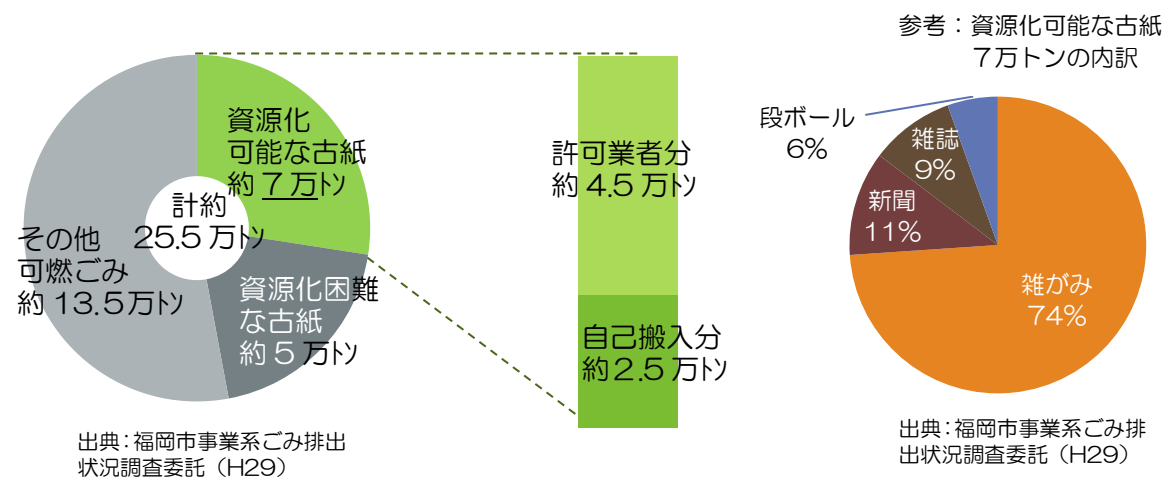
図1：ごみ処理の現状



(2) 事業系ごみの内訳

特定事業用建築物等の大・中規模排出事業者を中心に古紙の資源化が進んでいるが、事業系ごみには資源化可能な古紙が約7万トン含まれている(図2)。小規模排出事業者からの古紙は排出量が少ないため古紙回収業者の回収ルートに乗りづらいなどの理由により資源化が進んでおらず、その対応策として福岡市リサイクルベース(以下「ベース」という。)を整備した。

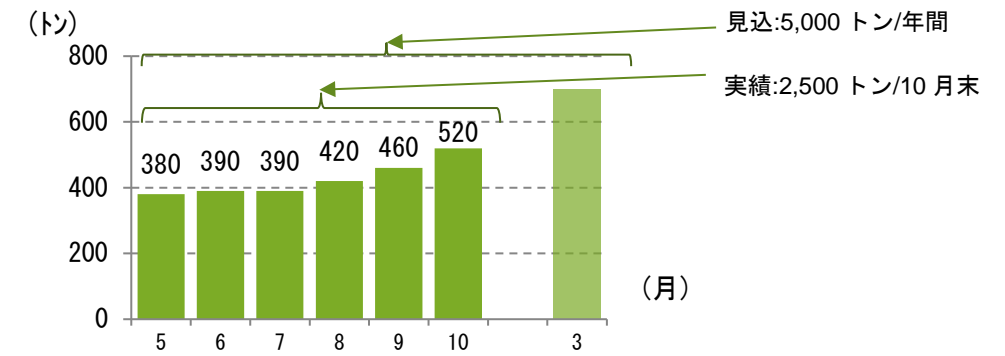
図2：事業系可燃性ごみの内訳



(3) 小規模排出事業者の古紙資源化

今年度初頭より、許可業者の収集ルートを活用したベースによる古紙回収を進めてきたところであり、回収量は増加している(図3)。しかしながら、排出事業者の声やベース利用状況等を調査したところ今後の古紙資源化の促進には課題があることがわかった。

図3：30年度ベースによる古紙回収量



<排出事業者の主な声 市による聴取及び許可業者からのヒアリング結果>

- ①「古紙の分別に経済的メリットが少ない」「分別の手間と経済的メリットを比較してから考える」
- ②「古紙の分別が面倒である」「分別の手間をかけるくらいなら燃えるごみとして出したい」
- ③「雑がみ自体を知らなかった」「雑がみが資源化できるとは知らなかった」「雑がみまで分別しようと思わない」
- ④「分別が義務化されない限り分別しない」「他の排出事業者が分別しないなら、自分もやろうとは思わない」

<課題>

- ①古紙の分別に経済的メリットを感じない事業者に対する誘導策が必要(図4)
⇒経済的メリットを感じる施策
- ②古紙の分別の手間に抵抗感を感じる排出事業者も存在⇒分別の手間の低減策
- ③古紙回収の内訳では、段ボールが約7割を占め、当初想定していた雑がみ回収が進んでおらず、雑がみ資源化の周知・啓発が必要(図5)⇒雑がみ資源化の周知・啓発
- ④古紙の分別自体に非協力的な事業者が存在(図4)⇒非協力的な事業者への対応策

図4：ベース利用状況(H30)

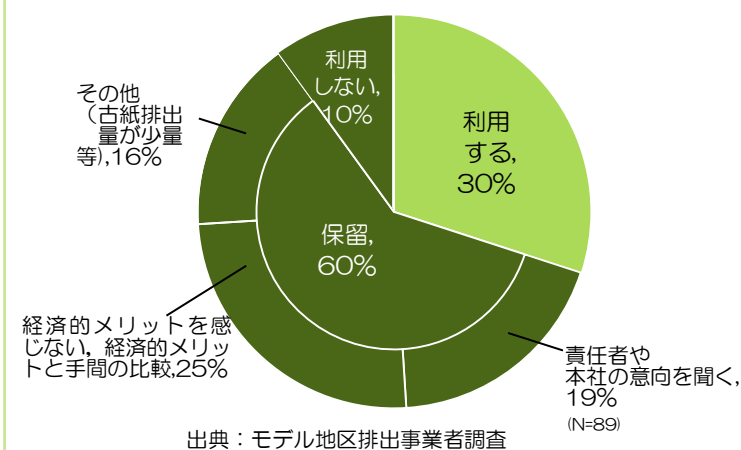
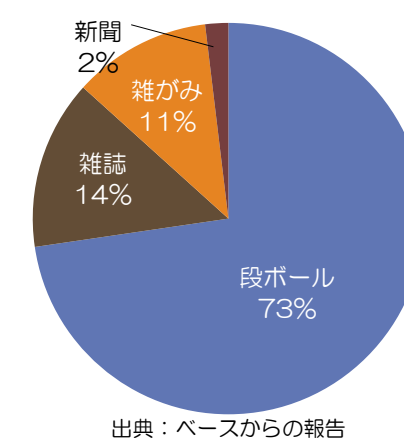


図5：ベースの古紙内訳



2 今後の施策

課題を踏まえ古紙資源化誘導策を以下の通り実施していく。

(1) 古紙資源化誘導策（平成30年度、31年度～）

①経済的メリットを感じる施策

- 古紙分別とともに、ごみの排出量が少ない事業所を対象にした安価な小さいごみ袋を用いることでの処理経費の抑制策を紹介
- 市有施設における資源回収ボックスでの事業系古紙の受入れ開始

②分別の手間の低減策

- モデル地区調査で分析したデータを元に、成功事例の紹介や排出事業者が自社で資源化に取り組む場合の回覧資料などのデータをホームページ等で提供
- 排出事業者が古紙置き場を新たに設置する場合の補助等排出事業者のニーズ調査とその結果を反映した対応策等

③雑がみ資源化の周知・啓発

- 雑がみの種類や分別方法について関係団体への説明会の開催等により一層の周知を行うとともに排出事業者に対する個別訪問指導を強化



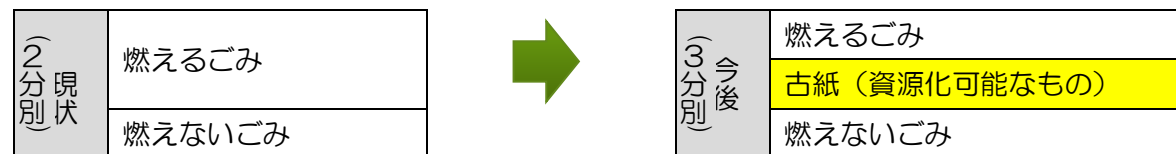
誘導策により協力率の向上が見込まれるものの、協力しない事業者も一定割合存在すると考えられるため、以下の施策を導入する。

(2) 古紙分別義務化の導入（平成32年度～）

誘導策によっても、資源化に取り組む排出事業者と取り組まない排出事業者に二極化されると考えられ、排出事業者責任の明確化と公平性の確保の観点から、以下のとおり古紙の分別を義務化する。

①排出事業者の古紙分別義務化の明記（ごみ処理基本計画の一部改定）

図6：分別図



②実施予定時期

分別義務化の導入にあたっては、基本計画一部改定におけるパブリックコメントを実施する他、許可業者や古紙回収業者と連携し回収体制を整え、平成32年度の導入を目指す。

なお、導入にあたっては、約半年～1年の周知期間を置き、事業系ごみルールブックの改訂、各種媒体での周知の他、関係団体・業界への説明会を実施する。

③減量効果

約3万トン（人口規模が同規模の京都市の事例により推計。許可業者1.8万ト、自己搬入1.2万ト）

④自己搬入される古紙への対策

ア 清掃工場への古紙搬入禁止

清掃工場への古紙の搬入を全面禁止し検査を強化する。

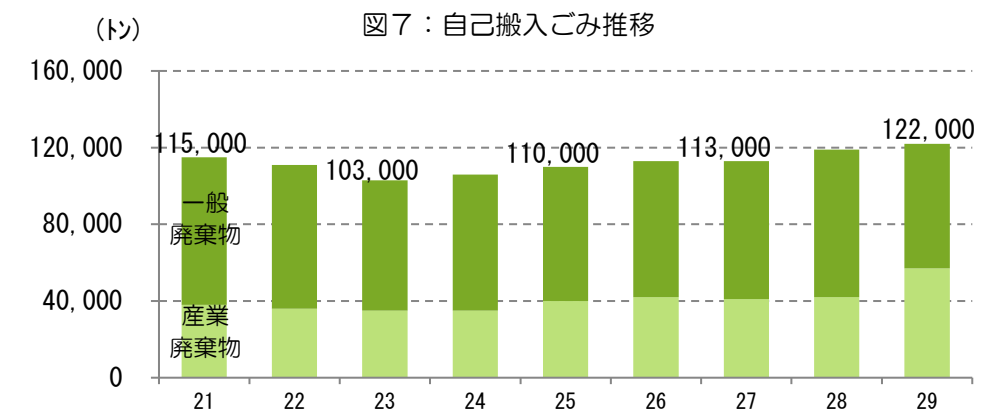
イ 許可業者収集への誘導

自己搬入事業者にとっては、燃えるごみと古紙を別々の施設に持っていかなければならない等、分別の手間が増えるため、許可業者収集の活用を助言するなど、自己搬入ごみを許可業者収集へ誘導する。

(3) その他の施策

近年、自己搬入ごみに含まれる産業廃棄物が増加傾向にある。そのため、民間での処理体制が整った木くずの搬入を禁止するとともに、これまで市内・市外の事業者に関わらず市内で発生する産業廃棄物の一部を受け入れていたが、今後市外の排出事業者の産業廃棄物の搬入を規制し、市内に事業所を有する中小企業者に限定する。

時期については、平成31年4月から実施し、年間約4千トンの減量効果を見込んでいる。



<参考 他政令市の状況>（平成31年1月他都市調査結果等）

- 一般廃棄物処理基本計画や実施計画などで古紙の分別や搬入規制を規定している都市：13市（仙台、千葉、横浜、相模原、新潟、浜松、名古屋、京都、大阪、岡山、広島、北九州、熊本）
- 市の施設で産業廃棄物を受け入れていない都市：11市（仙台、さいたま、千葉、相模原、新潟、浜松、名古屋、京都、大阪、堺、神戸）
- 産業廃棄物の排出事業者を市内に事業所を有する排出事業者に限定している都市：2市（川崎、横浜）